

浜の活力再生プラン

1 地域水産業再生委員会

組織名	尻労地域水産業再生委員会
代表者名	会長 川端 昭治

再生委員会の 構成員	尻労漁業協同組合、猿ヶ森漁業協同組合、東通村つくり育てる農林水産課、青森県下北地域県民局地域農林水産部むつ水産事務所
オブザーバー	—

※再生委員会規約及び推進体制の分かる資料を添付すること。

対象となる地域の範囲及び漁業の種類	青森県下北郡東通村尻労・猿ヶ森地区 漁業者数53名 定置・底建網漁業9経営体（尻労6, 猿ヶ森3） いか釣り漁業6経営体（尻労6） 一本釣り漁業28経営体（尻労28） 刺網漁業10経営体（尻労10）
-------------------	--

※策定時点で対象となる漁業者数も記載すること。

2 地域の現状

(1) 関連する水産業を取り巻く現状等

東通村尻労地区は青森県の太平洋側に位置し、古くから漁業基地として栄え、夏は冷たいヤマセが吹きつけ、冬も海が荒れる厳しい気候風土である。地区の基幹産業は水産業であり、サケ、マグロ、ヒラメ、メバルを主にした定置・底建網漁業を中心として営まれている。地区の過去平均5年間の水揚げ量は、数量で1,200トン、金額5億8千万円程であり、うちサケ、マグロ、ヒラメ、メバルを合わせた水揚げは、数量で370トン、金額で2億7千万円となっている外、イカ、タコ及びアワビの水揚げもあるなど、当村の中でも多様な魚種に恵まれている地区である。

しかしながら近年、主要魚種であるサケ、マグロ等の漁獲量減少、全般的な魚価の低迷、加えて燃油高や資材高騰などによる経営コストの増加により、水産業を取り巻く環境は非常に厳しい状況であり、定置網漁業者の廃業も更に地区の漁業経営の悪化を招いている。

(2) その他の関連する現状等

近年は、漁業後継者不足による漁業者の高齢化から、漁業生産への影響も懸念されているほか、福島第1原発事故に伴う魚類の風評被害等による魚価安が懸念されているところ。

3 活性化の取組方針

(1) 基本方針

- ①活氷による鮮度保持と施氷による低温管理対策により、漁獲物の付加価値向上による漁業収入の増加を図る。
- ②各種水産物の加工を推進し、加工品の東通ブランド化で水産物の付加価値向上による漁業収入の増加を図る。
- ③サケふ化場への良好な海産親魚の提供により稚魚の安定的な放流を図り、回帰資源の増大を図る。
- ④藻場や増殖礁等の整備と磯焼け対策の徹底によりウスメバル・ヒラメ・ヤリイカ等の水産資源の増加を図るとともに、漁協の資源管理計画に基づいた資源管理型漁業の推進により漁業収入の増加を図る。
- ⑤船底清掃及び減速航行により、燃油コストの削減を図る。

(2) 漁獲努力量の削減・維持及びその効果に関する担保措置

青森県海面漁業調整規則、漁業権行使規則、青森県資源管理指針、漁協資源管理計画

※プランの取組に関連する漁業調整規則や漁業調整委員会指示等について記載する。

(3) 具体的な取組内容(毎年ごとに数値目標とともに記載)

1年目(平成26年度)

以降、以下の取組内容は、取組の進捗状況や得られた知見等を踏まえ、必要に応じて、見直すこととする。

以下の収入向上の取組及びコスト削減の取組により、定置・底建網漁業にあつては基準年から1.0%、いか釣り漁業にあつては基準年から12.1%、一本釣り漁業にあつては基準年から9.0%、刺網漁業にあつては基準年から7.2%の所得向上を図る。

漁業収入向上のための取組	<p>1) 水産物の付加価値向上の取組</p> <p>当地区は幹線道路が限定され、水揚から消費地に届くまでに相当の時間を要するなど流通段階での漁獲物の品質低下が懸念されることから、定置・底建網漁業者及び一本釣り漁業者は、漁獲後の品質管理(漁獲後の鮮度保持)を強化するべく、ヒラメ・アイナメ等を対象に船上活締めの出荷量を増やすこととする。このため、技術講習会を開催してその普及及び適正実施に努めるほか、活締め後の迅速な箱詰め(迅速な施氷作業と出荷時期に応じた施氷量の調整による低温管理(5℃以下)を含む)を行い鮮度保持の徹底に取組む。</p> <p>また、いか釣り漁業者は、漁獲物の迅速な箱詰め(迅速な施氷作業と出荷時期に応じた施氷量の調整による低温管理(5℃以下)を含む)による鮮度保持の徹底に取組むとともに、溶けた氷水がスルメイカに触れることで起こる白化を防ぐため、魚箱にシートを被せ保冷性を高めるよう努める。</p> <p>また、刺網漁業者も、ヒラメ・カレイ類・ソイ類等を対象に、漁獲物の迅速な箱詰め(迅速な施氷作業と出荷時期に応じた施氷量の調整による低温管理(5℃以下)を含む)による鮮度保持の徹底に取組む。</p> <p>さらに、漁協は、これまで仲買業者を通じて他地域への出荷を中心に進めてきたが、地元からの消費ニーズに応えるべく、地元水産物の加工販売計画を見直し、漁協女性部員による、スルメイカ、アンコウともあえ、ゆでダコ、マツモ、しめサバ等の加工生産量を増やし、東通村生産物直売所を利用した販売を強化することで魚価の安定を図る。また段階的に他地域への加工販売の強化に取り組む。</p> <p>2) 良好なサケ海産親魚の供給等によるサケ回帰資源の増大</p> <p>定置・底建網漁業者は、サケふ化放流事業を実施する近隣のふ化場に対し、3kg以上の良好な海産親魚を供給し、種苗生産・放流数の安定化を図るとともに、河川環境改善のため上流部への植樹を行うことで、サケ回帰資源の増大による漁業所得の向上を図る。</p> <p>3) 漁場整備及び資源管理型漁業の推進</p> <p>いか釣り漁業、定置・底建網漁業、一本釣り漁業及び刺網漁業者、漁協及び村は、ウスメバル・ヒラメ・ヤリイカ等の水産資源の増大を図るための藻場礁・増殖礁等の漁場整備の促進を県庁へ要請するとともに、同漁業者及び漁協は、採介藻漁業者及び地元潜水業者と連携し、ウニによる藻場の食害を防ぐため、藻場のモニタリングとウニの密度管理(過剰生息の場合は駆除)を徹底する。</p> <p>加えて、同漁業者は、漁協の資源管理計画に基づく禁漁期間、休漁日遵守等の資源管理措置を着実に実行し、平成28年度から発現される増産効果を確実なものとするよう努める。</p>
漁業コスト削減のための取組	<p>1) 船底清掃及び減速航行の実施</p> <p>いか釣り漁業、定置・底建網漁業、一本釣り漁業及び刺網漁業者は、船底、舵、プロペラ等を洗浄・研磨するなど船底清掃等を実施し、航行時の船体に係る抵抗を削減するとともに、漁船の減速走行に努めることにより、消費燃料の削減を図る。</p>
活用する支援措置等	水産環境整備事業、省燃油活動推進事業

2年目（平成27年度）

以下の収入向上の取組及びコスト削減の取組により、定置・底建網漁業にあつては基準年から1.0%、いか釣り漁業にあつては基準年から12.1%、一本釣り漁業にあつては基準年から9.0%、刺網漁業にあつては基準年から7.2%の所得向上を図る。

<p>漁業収入向上のための取組</p>	<p>1) 水産物の付加価値向上の取組 定置・底建網漁業者及び一本釣り漁業者は、漁獲後の品質管理（漁獲後の鮮度保持）を強化するべく、ヒラメ・アイナメ等を対象に船上活締めの出荷量を増やすこととする。このため、技術講習会を開催してその普及及び適正実施に努めるほか、活締め後の迅速な箱詰め（迅速な施氷作業と出荷時期に応じた施氷量の調整による低温管理（5℃以下）を含む）を行い鮮度保持の徹底に取組む。なお、漁協は、東通村生産物直売所で消費者ニーズを確認しつつ、活締め対象魚種の拡大等を検討することとする。 また、いか釣り漁業者は、漁獲物の迅速な箱詰め（迅速な施氷作業と出荷時期に応じた施氷量の調整による低温管理（5℃以下）を含む）による鮮度保持の徹底に取組むとともに、溶けた氷水がスルメイカに触れることで起こる白化を防ぐため、魚箱にシートを被せ保冷性を高めるよう努める。 また、刺網漁業者も、ヒラメ・カレイ類・ソイ類等を対象に、漁獲物の迅速な箱詰め（迅速な施氷作業と出荷時期に応じた施氷量の調整による低温管理（5℃以下）を含む）による鮮度保持の徹底に取組む。 さらに、漁協女性部員は、見直した地元水産物の加工販売計画に基づき、スルメイカ、アンコウともあえ、ゆでダコ、マツモ、しめサバ等の加工生産量を増やし、東通村生産物直売所を利用した販売を強化することで魚価の安定を図る。また段階的に他地域への加工販売の強化に取り組む。</p> <p>2) 良好なサケ海産親魚の供給等によるサケ回帰資源の増大 定置・底建網漁業者は、サケふ化放流事業を実施する近隣のふ化場に対し、3kg以上の良好な海産親魚を供給し、種苗生産・放流数の安定化を図るとともに、河川環境改善のため上流部への植樹を行うことで、サケ回帰資源の増大による漁業所得の向上を図る。</p> <p>3) 漁場整備及び資源管理型漁業の推進 いか釣り漁業、定置・底建網漁業、一本釣り漁業及び刺網漁業者、漁協及び村は、ウスメバル・ヒラメ・ヤリイカ等の水産資源の増大を図るための藻場礁・増殖礁等の漁場整備の促進を県庁へ要請するとともに、同漁業者及び漁協は、採介藻漁業者及び地元潜水業者と連携し、ウニによる藻場の食害を防ぐため、藻場のモニタリングとウニの密度管理（過剰生息の場合は駆除）を徹底する。 加えて、同漁業者は、漁協の資源管理計画に基づく禁漁期間、休漁日遵守等の資源管理措置を着実に実行し、平成28年度から発現される増産効果を確実なものとするよう努める。</p>
<p>漁業コスト削減のための取組</p>	<p>1) 船底清掃及び減速航行の実施 いか釣り漁業、定置・底建網漁業、一本釣り漁業及び刺網漁業者は、船底、舵、プロペラ等を洗浄・研磨するなど船底清掃等を実施し、航行時の船体に係る抵抗を削減するとともに、漁船の減速走行に努めることにより、消費燃料の削減を図る。</p>
<p>活用する支援措置等</p>	<p>水産環境整備事業</p>

3年目（平成28年度）

以下の収入向上の取組及びコスト削減の取組により、定置・底建網漁業にあつては基準年から5.4%、いか釣り漁業にあつては基準年から14.4%、一本釣り漁業にあつては基準年から10.1%、刺網漁業にあつては基準年から7.9%の所得向上を図る。

<p>漁業収入向上のための取組</p>	<p>1) 水産物の付加価値向上の取組 定置・底建網漁業者及び一本釣り漁業者は、漁獲後の品質管理（漁獲後の鮮度保持）を強化するべく、ヒラメ・アイナメ等を対象に船上活締めの出荷量を増やすこととする。このため、技術講習会を開催してその普及及び適正実施に努めるほか、活締め後の迅速な箱詰め（迅速な施氷作業と出荷時期に応じた施氷量の調整による低温管理（5℃以下）を含む）を行い鮮度保持の徹底に取組む。なお、漁協は、東通村生産物直売所で消費者ニーズを確認しつつ、活締め対象魚種の拡大等を検討することとする。 また、いか釣り漁業者は、漁獲物の迅速な箱詰め（迅速な施氷作業と出荷時期に応じた施氷量の調整による低温管理（5℃以下）を含む）による鮮度保持の徹底に取組むとともに、溶けた氷水がスルメイカに触れることで起こる白化を防ぐため、魚箱にシートを被せ保冷性を高めるよう努める。 また、刺網漁業者も、ヒラメ・カレイ類・ソイ類等を対象に、漁獲物の迅速な箱詰め（迅速な施氷作業と出荷時期に応じた施氷量の調整による低温管理（5℃以下）を含む）による鮮度保持の徹底に取組む。 さらに、漁協女性部員は、見直した地元水産物の加工販売計画に基づき、スルメイカ、アンコウともあえ、ゆでダコ、マツモ、しめサバ等の加工生産量を増やし、東通村生産物直売所を利用した販売を強化することで魚価の安定を図る。また段階的に他地域への加工販売の強化に取り組む。</p> <p>2) 良好なサケ海産親魚の供給等によるサケ回帰資源の増大 定置・底建網漁業者は、サケふ化放流事業を実施する近隣のふ化場に対し、3kg以上の良好な海産親魚を供給し、種苗生産・放流数の安定化を図るとともに、河川環境改善のため上流部への植樹を行うことで、サケ回帰資源の増大による漁業所得の向上を図る。</p> <p>3) 漁場整備及び資源管理型漁業の推進 いか釣り漁業、定置・底建網漁業、一本釣り漁業及び刺網漁業者、漁協及び村は、ウスメバル・ヒラメ・ヤリイカ等の水産資源の増大を図るための藻場礁・増殖礁等の漁場整備の促進を県庁へ要請するとともに、同漁業者及び漁協は、採介藻漁業者及び地元潜水業者と連携し、ウニによる藻場の食害を防ぐため、藻場のモニタリングとウニの密度管理（過剰生息の場合は駆除）を徹底する。 加えて、同漁業者は、上記の取り組みによるウスメバル・ヒラメ・カレイ類等の増産効果の把握に努めるとともに、漁協の資源管理計画に基づく禁漁期間、休漁日等の資源管理措置の有効性について確認を行う。</p>
<p>漁業コスト削減のための取組</p>	<p>1) 船底清掃及び減速航行の実施 いか釣り漁業、定置・底建網漁業、一本釣り漁業及び刺網漁業者は、船底、舵、プロペラ等を洗浄・研磨するなど船底清掃等を実施し、航行時の船体に係る抵抗を削減するとともに、漁船の減速走行に努めることにより、消費燃料の削減を図る。</p>
<p>活用する支援措置等</p>	<p>水産環境整備事業</p>

4年目（平成29年度）

以下の収入向上の取組及びコスト削減の取組により、定置・底建網漁業にあつては基準年から8.6%、いか釣り漁業にあつては基準年から16.0%、一本釣り漁業にあつては基準年から12.5%、刺網漁業にあつては基準年から9.6%の所得向上を図る。

<p>漁業収入向上のための取組</p>	<p>1) 水産物の付加価値向上の取組 定置・底建網漁業者及び一本釣り漁業者は、漁獲後の品質管理（漁獲後の鮮度保持）を強化するべく、ヒラメ・アイナメ等を対象に船上活締めの出荷量を増やすこととする。このため、技術講習会を開催してその普及及び適正実施に努めるほか、活締め後の迅速な箱詰め（迅速な施氷作業と出荷時期に応じた施氷量の調整による低温管理（5℃以下）を含む）を行い鮮度保持の徹底に取組む。なお、漁協は、東通村生産物直売所で消費者ニーズを確認しつつ、活締め対象魚種の拡大等を検討することとする。 また、いか釣り漁業者は、漁獲物の迅速な箱詰め（迅速な施氷作業と出荷時期に応じた施氷量の調整による低温管理（5℃以下）を含む）による鮮度保持の徹底に取組むとともに、溶けた氷水がスルメイカに触れることで起こる白化を防ぐため、魚箱にシートを被せ保冷性を高めるよう努める。 また、刺網漁業者も、ヒラメ・カレイ類・ソイ類等を対象に、漁獲物の迅速な箱詰め（迅速な施氷作業と出荷時期に応じた施氷量の調整による低温管理（5℃以下）を含む）による鮮度保持の徹底に取組む。 さらに、漁協女性部員は、見直した地元水産物の加工販売計画に基づき、スルメイカ、アンコウともあえ、ゆでダコ、マツモ、しめサバ等の加工生産量を増やし、東通村生産物直売所を利用した販売を強化することで魚価の安定を図る。また段階的に他地域への加工販売の強化に取り組む。</p> <p>2) 良好なサケ海産親魚の供給等によるサケ回帰資源の増大 定置・底建網漁業者は、サケふ化放流事業を実施する近隣のふ化場に対し、3kg以上の良好な海産親魚を供給し、種苗生産・放流数の安定化を図るとともに、河川環境改善のため上流部への植樹を行うことで、サケ回帰資源の増大による漁業所得の向上を図る。</p> <p>3) 漁場整備及び資源管理型漁業の推進 いか釣り漁業、定置・底建網漁業、一本釣り漁業及び刺網漁業者、漁協及び村は、ウスメバル・ヒラメ・ヤリイカ等の水産資源の増大を図るための藻場礁・増殖礁等の漁場整備の促進を県庁へ要請するとともに、同漁業者及び漁協は、採介藻漁業者及び地元潜水業者と連携し、ウニによる藻場の食害を防ぐため、藻場のモニタリングとウニの密度管理（過剰生息の場合は駆除）を徹底する。 加えて、同漁業者は、上記取り組みによるウスメバル・カレイ・ヒラメ類等の増産効果を確認しつつ、必要に応じて、漁協の資源管理計画に基づく禁漁期間、休漁日等の資源管理措置の自主的な拡大を行う。</p>
<p>漁業コスト削減のための取組</p>	<p>1) 船底清掃及び減速航行の実施 いか釣り漁業、定置・底建網漁業、一本釣り漁業及び刺網漁業者は、船底、舵、プロペラ等を洗浄・研磨するなど船底清掃等を実施し、航行時の船体に係る抵抗を削減するとともに、漁船の減速走行に努めることにより、消費燃料の削減を図る。</p>
<p>活用する支援措置等</p>	<p>水産環境整備事業</p>

5年目（平成30年度）

取組の最終年度であり、前年度に引き続き行うが、目標達成が確実なものとなるよう、プランの取組状況を確認しつつ、必要に応じて施策の見直しを行う。

以下の収入向上の取組及びコスト削減の取組により、定置・底建網漁業にあつては基準年から11.9%、いか釣り漁業にあつては基準年から17.7%、一本釣り漁業にあつては基準年から15.5%、刺網漁業にあつては基準年から11.6%の所得向上を図る。

<p>漁業収入向上のための取組</p>	<p>1) 水産物の付加価値向上の取組 定置・底建網漁業者及び一本釣り漁業者は、漁獲後の品質管理（漁獲後の鮮度保持）を強化するべく、ヒラメ・アイナメ等を対象に船上活締めの出荷量を増やすこととする。このため、技術講習会を開催してその普及及び適正価格に努めるほか、活締め後の迅速な箱詰め（迅速な施氷作業と出荷時期に応じた施氷量の調整による低温管理（5℃以下）を含む）を行い鮮度保持の徹底に取組む。なお、漁協は、東通村生産物直売所で消費者ニーズを確認しつつ、活締め対象魚種の拡大等を検討することとする。 また、いか釣り漁業者は、漁獲物の迅速な箱詰め（迅速な施氷作業と出荷時期に応じた施氷量の調整による低温管理（5℃以下）を含む）による鮮度保持の徹底に取組むとともに、溶けた氷水がスルメイカに触れることで起こる白化を防ぐため、魚箱にシートを被せ保冷性を高めるよう努める。 また、刺網漁業者も、ヒラメ・カレイ類・ソイ類等を対象に、漁獲物の迅速な箱詰め（迅速な施氷作業と出荷時期に応じた施氷量の調整による低温管理（5℃以下）を含む）による鮮度保持の徹底に取組む。 さらに、漁協女性部員は、見直した地元水産物の加工販売計画に基づき、スルメイカ、アンコウともあえ、ゆでダコ、マツモ、しめサバ等の加工生産量を増やし、東通村生産物直売所を利用した販売を強化することで魚価の安定を図る。また段階的に他地域への加工販売の強化に取り組む。</p> <p>2) 良好なサケ海産親魚の供給等によるサケ回帰資源の増大 定置・底建網漁業者は、サケふ化放流事業を実施する近隣のふ化場に対し、3kg以上の良好な海産親魚を供給し、種苗生産・放流数の安定化を図るとともに、河川環境改善のため上流部への植樹を行うことで、サケ回帰資源の増大による漁業所得の向上を図る。</p> <p>3) 漁場整備及び資源管理型漁業の推進 いか釣り漁業、定置・底建網漁業、一本釣り漁業及び刺網漁業者、漁協及び村は、水産資源の増大を図るための漁場整備の促進を県庁へ要請するとともに、同漁業者及び漁協は、採介藻漁業者及び地元潜水業者と連携し、ウニによる藻場の食害を防ぐため、藻場のモニタリングとウニの密度管理（過剰生息の場合は駆除）を徹底する。 加えて、同漁業者は、上記取り組みによるウスメバル・カレイ・ヒラメ類等の増産効果を確認しつつ、必要に応じて、漁協の資源管理計画に基づく禁漁期間、休漁日等の資源管理措置の自主的な拡大を行う。</p>
<p>漁業コスト削減のための取組</p>	<p>1) 船底清掃及び減速航行の実施 いか釣り漁業、定置・底建網漁業、一本釣り漁業及び刺網漁業者は、船底、舵、プロペラ等を洗浄・研磨するなど船底清掃等を実施し、航行時の船体に係る抵抗を削減するとともに、漁船の減速走行に努めることにより、消費燃料の削減を図る。</p>
<p>活用する支援措置等</p>	<p>—</p>

※プランの実施期間が6年以上となる場合、記載欄は適宜増やすこと。

※「活用する支援措置等」欄に記載するのは国の支援措置に限らない。

(4) 関連機構（機関）との連携

青森県水産振興課やむつ水産事務所、水産総合研究所・下北ブランド研究所等から指導を受け、各年度毎に、漁業所得の向上面について、定量的に分析・評価を行う。また、問題点については原因を調査し、解決に向けた課題整理を行う。

4 目標

(1) 数値目標

漁業所得の %向上 (定置・底建網漁業)	基準年	平成 年度：漁業所得	千円
	目標年	平成 年度：漁業所得	千円
漁業所得の %向上 (いか釣り漁業)	基準年	平成 年度：漁業所得	千円
	目標年	平成 年度：漁業所得	千円
漁業所得の %向上 (一本釣り漁業)	基準年	平成 年度：漁業所得	千円
	目標年	平成 年度：漁業所得	千円
漁業所得の %向上 (刺網網漁業)	基準年	平成 年度：漁業所得	千円
	目標年	平成 年度：漁業所得	千円

(2) 上記の算出方法及びその妥当性

--

※算出の根拠及びその方法等について詳細に記載し、必要があれば資料を添付すること。

5 関連施策

活用を予定している関連施策名とその内容及びプランとの関係性

事業名	事業内容及び浜の活力再生プランとの関係性
水産環境整備事業	青森県太平洋北部地区水産環境整備事業によるウスメバル・ヒラメ・ヤリイカ等の水産資源の増大
省燃油活動推進事業	消費燃料の削減（漁船船底洗浄及び減速航行）

※具体的な事業名が記載できない場合は、「事業名」は「未定」とし、「事業内容及び浜の活力再生プランとの関係性」のみ記載する。

※本欄の記載により、関連施策の実施を確約するものではない。